

内閣府消費者委員会
消費者契約法専門調査会・第40回会議

「個別論点の検討「第1」部分に関する意見

2017年6月9日

委員 山本健司

第1. 合理的な判断をすることができない事情を利用する類型

以上を踏まえ、次のような趣旨の規定を設けるという考え方について、どう考えるか。

(法第4条第3項)

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 (略)

二 (略)

不安を煽る告知

三 合理的な理由もなく、当該消費者契約を締結しなければ当該消費者に生じ得る損害又は危険を過度に強調して告げること。

断りきれない人間関係を濫用する行為

四 当該消費者を勧誘に応じさせる目的で当該消費者に接触し、取引上の社会通念に照らして当該消費者契約の締結とはかかわりのない関係を築いた上で、当該消費者契約を締結することが当該関係を維持するために必要であると思わせるような言動をすること。

【 意見 】

- 1 このような趣旨の規定を設けることに賛成する。
- 2 そのうえで、高齢者や知的障害者に対する消費者被害の救済のため、少なくとも下記のような趣旨の規定を設けることを併せ検討すべきと考える。

<条項骨子案>

第4条第●項

消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要な商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

【 理由 】

- 1 今日我が国では、高齢者の判断力の減退につけ込んで不必要な契約を締結させ、経済的な損害を与えるという被害事例が多発している。また、知的障害者に対する類似の被害事例も発生している。
- 2 この点、平成29年6月3日施行の消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）では、新たに過量販売行為に関する消費者取消権が規定され、上記のような高齢者被害に対する一定の保護が図られた。
しかしながら、上記の規定のみでは、十分な消費者保護規定が整備されたとは言いがたい。例えば、大阪高判平成21年8月25日判時2073号36頁は、認知症の高齢者の判断能力の低下に乗じてなされた不公正な土地の売買（単発契約。適正価格の6割に満たない金額での土地売買）の事案について「本件売買は、被控訴人（注・高齢な消費者）の判断能力の低い状態に乗じてなされた、被控訴人にとって客観的な必要性の全くない（むしろ被控訴人に不利かつ有害な）取引と言えるから、公序良俗に反し無効であると考えらるべきである」と判示し、民法の一般規定によって何とか被害者救済を図っているところ、上記のような単発契約の事案について過量販売規定での救済は難しい。
したがって、そのような事案についても被害救済が可能な消費者保護規定を別途規定する必要性は極めて高い¹。
- 3 具体的には、上記【意見】欄に記載したような規定の立法を検討すべきと考える。なお、「高齢者その他の者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘する行為」は、全国の地方自治体の消費生活条例において、既に事業者の不適正な勧誘行為と位置づけられている行為類型である（添付資料をご参照）。

【 参考 】

- 1 特定商取引に関する法律施行規則
第7条（訪問販売における禁止行為）
法第7条第4号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。
二 老人その他の者の判断力の不足に乗じ、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結させること
- 2 地方自治体の消費生活条例の一例
東京都消費生活条例施行規則
第5条の2（条例25条第1項第1号の不適正な取引行為）
条例25条第1項第1号の規定に該当する不適正な取引行為は、次に掲げるものとする。
四 商品又はサービスに係る取引に際し、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じ、契約を締結すること。

¹ 平成29年5月26日に成立した改正民法では「暴利行為」規定が明文化されなかった。

【 全国の消費生活条例におけるつけ込み型不当勧誘に関する行為規制の状況 】

都道府県	条例名	掲載場所	条文	
1 北海道	北海道消費生活条例	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/kisoku.htm	年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	別表(第3条の2関係)2(2)
2 青森県	青森県消費生活条例	http://reiki.pref.aomori.lg.jp/reiki_honbun/c0010512001.html	消費者の知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	条例第17条第1項第1号
3 岩手県	岩手県消費生活条例	https://www3.e-reikinet.jp/iwate-ken/d1w_reiki/417902100022000000MH/417902100022000000MH/417902100022000000MH.html	未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	17条1項1号、規則2条1項14号
4 宮城県	宮城県消費生活条例	http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/219518.pdf	商品又はサービスの取引に際し、消費者が当該取引に関して知識が不足し、又は判断力が不十分であることに乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について適切な説明をしないまま消費者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	施行規則3条6号
5 秋田県	秋田県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www1.g-reiki.net/pref.akita/reiki_honbun/u600RG00001150.html	未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力不足に乗じてること。	不当な取引方法の指定1項14号
6 山形県	山形県消費生活条例	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kanryoenergy/021006/syouthizyorei/kokuji.pdf	消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	条例12条1項の規定による指定1条15号
7 福島県	福島県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/25485.pdf	消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をしない等消費者に著しく不利益を与えるおそれがある行為	規則8条6号
8 茨城県	茨城県消費生活条例	https://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/syose/sodan/torikumi/documents/hutoutorihiki.pdf	未成年者又は高齢者等の判断力、知識、経験等の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	不当取引行為の指定1項6号
9 栃木県	栃木県消費生活条例	http://www.pref.tochigi.lg.jp/reiki/eiki_honbun/e1011314001.html	消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をせず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	不適正な取引行為の指定に関する規則別表1(15)
10 群馬県	群馬県消費生活条例	http://www.pref.gunma.jp/05/c0910018.html	消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	規則別表第一14号
11 埼玉県	埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	https://www.pref.saitama.lg.jp/a0310/sjyorei/documents/kisoku280401.pdf	高齢者その他の者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則1条17号
12 千葉県	千葉県消費者保護条例	https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/shouhi/oshirase/documents/syouhi-shishin.pdf	消費者の知識、経験及び財産の状況等に照らして不適当な契約と認められるにもかかわらず、又は消費者の判断力の不足に乗じてることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	条例20条1項2号、規則
13 東京都	東京都消費生活条例	http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/ag10111661.html	商品又はサービスに係る取引に際し、高齢者その他の者の判断力の不足に乗じ、契約を締結させること。	規則5条の2・4号
14 神奈川県	神奈川県消費生活条例	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f370229/p503503.html	消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、消費者に著しく不利益を与えるおそれがある行為	別表第3・2号
15 新潟県	新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www1.g-reiki.net/niigataken/reiki_honbun/e4010098001.html	消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	条例13条1項1号ニ該当する不当な取引行為9号
16 山梨県	山梨県消費生活条例	http://www.pref.yamanashi.jp/somu/shigaku/reiki/reiki_honbun/a500RG00000340.html	消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をせず、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	規則3条7号

都道府県	条例名	掲載場所	条文	
17	長野県 長野県消費者保護対策要綱	https://www.nagano-shohi.net/tonkumi/pdf/jyourei/kisoku-kouhu.pdf	年齢その他の要因による消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則別表27号
18	富山県 富山県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www.pref.toyama.jp/cms/pdf/e/00004054/00079668.pdf	消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則別表区分1・10号
19	石川県 石川県安全安心な消費生活社会づくり条例	https://www.pref.ishikawa.lg.jp/sei/katu/shouhi/jourei/documents/hutekisei.pdf	消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則3条別表1・15号
20	福井県 福井県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/koikaihou/jyoureikisoku/houkisienkoukai.html	消費者の判断力の不足に乗じて、または消費者の知識、経験および財産の状況に照らして不適当と認められる方法で、契約の締結を勧誘し、または契約を締結させる行為	規則5条別表1・15号
21	岐阜県 岐阜県民の消費生活の安定と向上を促進する条例	http://www3.e-reikinet.jp/gifu-ken/houkishu/41990250022600000000/41990250022600000000.html	消費者の取引に関する知識又は能力の不足等に乗じて、取引の内容、条件又は仕組みについて必要な説明をしないで、消費者に著しい不利益をもたらすおそれがあるにもかかわらず契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	規則3条2項の規定する不当な取引方法に該当する方法—14号
22	静岡県 静岡県消費生活条例	http://www1.g-reiki.net/reiki646/reiki.html	消費者の取引に関する知識、判断力等の不足に乗じて、消費者に著しい不利益をもたらすおそれがある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	条例25条1項の規定による不当な取引行為の指定1項12号
23	愛知県 愛知県民の消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/31764.pdf	未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則2条14号
24	三重県 三重県消費生活条例	http://www3.e-reikinet.jp/mie-ken/d1w_reiki/40890210000800000000/40890210000800000000/40890210000800000000_bk0.html	消費者の取引に関する知識、判断力等の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をしないで、消費者に著しく不利益をもたらすおそれがある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則17条12号
25	滋賀県 滋賀県消費生活条例	http://www.pref.shiga.lg.jp/jourei/rseisys/351902100017000000MH/351902100017000000MH/351902100017000000MH.j.html	消費者の年齢その他の要因による判断力、知識、経験等の不足に乗じて契約の締結を勧誘し、または契約を締結させること。	規則別表13号
26	京都府 京都府消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www.pref.kyoto.jp/reiki/reiki_honbun/aa30018041.html	年齢その他の要因による消費者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則別表23号
27	大阪府 大阪府消費者保護条例	http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/401/00147291/hogojyoureishikoukisoku260401_260630.pdf	消費者が理解するための十分な説明をしない等の消費者の知識、経験若しくは判断能力の不足に乗じる方法又は高齢者等の気力若しくは身体機能の低下等に乗じる方法で契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則別表(第五条関係) 不当な取引行為—ル
28	兵庫県 兵庫県消費生活条例	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf13/documents/07hutoanatorihikikou.pdf	(13) (判断力の不足に乗じる勧誘) 年齢その他の要因による消費者の判断力の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	不当な取引行為の指定 1項13号
29	奈良県 奈良県消費生活条例	http://www.pref.nara.jp/somu-so/jourei/reiki_honbun/k401RG0001090.html	—2(六) 消費者の判断力等の不足に乗じる勧誘 未成年者又は高齢者等の知識、経験、判断力等の不足に乗じること。	不当な取引行為の指定 2項6号
30	和歌山県 和歌山県消費生活条例	http://www.pref.wakayama.lg.jp/pr/efg/010100/reiki/reiki_honbun/k501RG00000442.html#e000000112	(12)消費者の商品等の内容又は取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する事項についての知識、判断力、経験等の不足に乗じて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為	規則3条12号
31	鳥取県 鳥取県消費生活の安定及び向上に関する条例	http://www1.g-reiki.net/tottori/reiki_honbun/k500RG00001256.html	(11) 未成年者、高齢者その他の者の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、その者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘すること。	不当な取引方法の指定1項11号
32	島根県 島根県消費生活条例	http://www.pref.shimane.lg.jp/shohi_kurashi/hourituoureiikihonkeikaku_data/futonatorihikikouinsiteikokuqi.pdf	(14) 未成年者、高齢者等の取引に関する知識、経験又は判断力の不足に乗じて、その者に不利益を与えることが明白な契約又は不利益を与えるおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	不当な取引方法の指定1項14号
33	岡山県 岡山県消費生活条例	http://reiki.pref.okayama.jp/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\efserv2\ss0000007A\GUEST&TID=2&SYSID=922	(8) 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をしないまま、消費者に著しく不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。	規則別表二8号

